

令和6年6月改定サービスコード表の変更点

(訪問型サービス) A3

- ・6月から適用予定としていた「1月当たりの回数を定める場合」は使用しません。
- ・月額報酬を基本とすることに変更ありません。
- ・月途中の事由による回数コードを適用する場合のサービスコードも変更ありません。
- ・サービスコード表の並び順を変更しました。

【月額報酬】(訪問型サービスⅠ～Ⅲ)

【月途中の事由による回数コードを適用する場合】(訪問型サービスⅣ～Ⅵ)

- ・介護職員等処遇改善加算の算定単位数を変更しました(介護職員等処遇改善加算Ⅰ～Ⅲ)。
- ・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)(Ⅴ)を新設しました。

(介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)は令和7年3月31日までの間、算定)

- ・介護職員等処遇改善加算については、訪問型サービスⅣ～Ⅵはすべて同一のサービスコード(Ⅶ)を使用します。
- ・介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算が廃止となりました。
(令和6年6月以降、算定できませんのでご注意ください。)

(通所型サービス) A7

- ・6月から適用予定としていた「通所型サービスⅢ・Ⅳ(1月当たりの回数を定める場合)」は使用しません。
- ・月額報酬を基本とすることに変更ありません。
- ・6月から廃止予定としていた一部のサービスコードについて、名称を変更したうえで継続して使用します。

(旧)「通所型サービスⅠ(回数)」⇒(新)「通所型サービスⅢ」

(旧)「通所型サービスⅡ(回数)」⇒(新)「通所型サービスⅣ」

| サービスコード | (新) 名称 |
|----------------|-------------------------|
| 2110、2210、2310 | 「通所型サービスⅢ」(基本報酬) |
| 2120、2220、2320 | 「通所型サービスⅣ」(基本報酬) |
| 1267、1268、1269 | 「通所型サービスⅢ」 高齢者虐待防止未実施減算 |
| 1270、1271、1272 | 「通所型サービスⅣ」 高齢者虐待防止未実施減算 |
| 1273、1274、1275 | 「通所型サービスⅢ」 業務継続計画未策定減算 |
| 1276、1277、1278 | 「通所型サービスⅣ」 業務継続計画未策定減算 |
| 2111、2211、2311 | 「通所型サービスⅢ」 定員超過減算 |
| 2121、2221、2321 | 「通所型サービスⅣ」 定員超過減算 |

- ・サービスコード表の並び順を変更しました。

【月額報酬】（通所型サービスⅠ・Ⅱ）

【月途中の事由による回数コードを適用する場合】（通所型サービスⅢ・Ⅳ）

- ・「通所型サービス 送迎減算」について、サービスコードを追加します。

（4月に掲載したサービスコードの上限は16回までの1種類でしたが、算定上限8回用のサービスコードを新設します）

| サービスコード | 名称 | 算定上限 |
|----------------|-----------------|-------|
| 1240、1241、1242 | 「通所型サービス 送迎減算Ⅰ」 | 8回まで |
| 1210、1211、1212 | 「通所型サービス 送迎減算Ⅱ」 | 16回まで |

（新設）

- ・介護職員等処遇改善加算の算定単位数を変更しました（介護職員等処遇改善加算Ⅰ～Ⅲ）。

- ・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）（Ⅴ）を新設しました。

（介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）は令和7年3月31日までの間、算定）

- ・介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算が廃止となりました。

（令和6年6月以降、算定できませんのでご注意ください。）

以上